

駐車場法の規定により管理規程に定めなければならない事項

(1) 管理規程 (法第13条第2項)	☐ 路外駐車場の名称 (第1号) ☐ 路外駐車場管理者の氏名及び住所 (第2号) (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所) ☐ 路外駐車場の供用時間に関する事項 (第3号) (休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻) (省令第2条第1項) ☐ 駐車料金に関する事項 (第4項) (駐車料金の上限額※) (省令第2条第2項) ※H30.12.27、「確定額」→「上限額」に改正 ☐ 上記のほか、路外駐車場の供用契約に関する事項 (第5号) (路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含む) (省令第2条第3項) ☐ 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車 (第6号) (省令第3条第1号) ☐ 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要 (第6号) (省令第3条第2号)
(2) 駐車料金の額の基準 (施行令第16条)	☐ 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと (第1号) ☐ 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと (第2号) ☐ 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること (第3号)